

保険料の領収済み通知書等関係書類による社会保険等への加入確認について以下のとおりとします。

健康保険又は厚生年金保険

「領収証書」、「社会保険料納入証明（申請）書」、「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」、「健康保険・厚生年金保険新規適用届け」（年金事務所の受付印のあるもの）等の提出により確認します。

雇用保険

「領収済み通知書」及び「労働保険概算・確定保険料申告書」、「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」、「雇用保険適用事業所設置届」（ハローワークの受付印のあるもの）等の提出により確認します。